

議 事 日 程

第 8 回定例会  
R 4 . 8 . 19 午後 4 時  
狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

( 1 ) 議案第 29 号

令和 4 年第 3 回定例会における議決事件に対する意見聴取について

( 2 ) 議案第 30 号

令和 5 年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

な し

議案第 29 号

令和 4 年第 3 回定例会における議決事件に対する意見聴取について

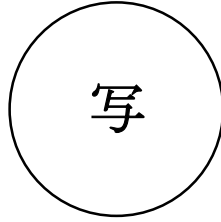
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 19 日

提出者 狛江市教育委員会  
 教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 11 号）第 3 条第 1 項に基づき教育長が臨時代理した、令和 4 年第 3 回定例会における議決事件に対する意見聴取について、承認を求める。



狛企政発第 000303 号  
令和 4 年 7 月 29 日

狛江市教育委員会教育長  
柏原 聖子 様

狛江市長  
松原 俊雄  
(公印省略)

令和 4 年第 3 回定例会における議決事件について (依頼)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、令和 4 年第 3 回定例会における下記の議会の議決を経るべき事件について意見を求めます。

記

- 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

令和4年 月 日  
条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
報酬額表				報酬額表			
(単位:円)				(単位:円)			
職名	区分	報酬額		職名	区分	報酬額	
(略)				(略)			
人権尊重推進会議	会長	日額	12,300	人権尊重推進会議	会長	日額	12,300
	委員	日額	9,200		委員	日額	9,200
学校運営協議会委員		日額	1,000	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員及びその他法令の規定に基づいて設置された機関の構成員でこの表中他の各項に該当しないもの(別に	会長 又は 委員長	日額	12,300
地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員及びその他法令の規定に基づいて設置された機関の構成員でこの表中他の各項に該当しないもの(別に	会長 又は 委員長	日額	12,300		委員	日額	9,200
	委員	日額	9,200				

改正後				改正前
規定のある場合を 除く。)				(略)
(略)				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
 条例第 号

狛江市立公民館条例（平成5年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(使用料)</p> <p><b>第7条</b> 公民館の施設及び陶芸窯の使用は有料とし、施設の使用料は別表第2のとおりとし、陶芸窯の使用料は規則で定めるとおりとする。</p> <p>2 法第20条に定める目的以外（以下「目的外」という。）に公民館を使用する場合は有料とし、施設の使用料は別表第3のとおりとし、付属設備及び備品の使用料は規則で定めるとおりとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の納入)</p> <p><b>第8条</b> 公民館の施設、付属設備及び備品の使用料は、使用を開始する日までに納入しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p><b>第7条</b> 公民館の施設及び陶芸窯の使用は有料とし、施設の使用料は別表第2、陶芸窯の使用料は別表第3のとおりとする。</p> <p>2 法第20条に定める目的以外（以下「目的外」という。）に公民館を使用する場合は有料とし、施設の使用料は別表第4、付属設備の使用料は別表第5とし、備品の使用料は別表第6のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の納入)</p> <p><b>第8条</b> 公民館の施設の使用料は使用の許可をする際に、陶芸窯の使用料は使用当日までに納入しなければならない。</p> <p>2 目的外に公民館の施設を使用する場合の使用料は使用の許可をする際に、付属設備及び備品の使用料は、使用当日までに納入しなければならない。</p> <p><u>別表第3（第7条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">狛江市立公民館陶芸窯使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">(単位：円)</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">名称</td> <td style="width: 33%;">単位</td> <td style="width: 33%;">使用料</td> </tr> </table>	(単位：円)			名称	単位	使用料
(単位：円)							
名称	単位	使用料					

改正後	改正前																	
<p><b>別表第3</b>（第7条関係）</p> <p>狛江市立公民館施設使用料（目的外）</p> <p>（略）</p> <p>備考 各室の使用は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">狛江市立中央公民館陶芸窯</td> <td>素焼</td> <td style="text-align: right;">600</td> </tr> <tr> <td>本焼</td> <td style="text-align: right;">800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">狛江市立西河原公民館陶芸窯</td> <td>素焼</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> </tr> <tr> <td>本焼</td> <td style="text-align: right;">3,600</td> </tr> </table> <p>使用料は、使用工程1台ごとに1回とする。</p>	狛江市立中央公民館陶芸窯	素焼	600	本焼	800	狛江市立西河原公民館陶芸窯	素焼	1,200	本焼	3,600							
	狛江市立中央公民館陶芸窯		素焼	600														
本焼		800																
狛江市立西河原公民館陶芸窯	素焼	1,200																
	本焼	3,600																
	<p><b>別表第4</b>（第7条関係）</p> <p>狛江市立公民館施設使用料（目的外）</p> <p>（略）</p> <p>備考 各室の使用は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。</p> <p><b>別表第5</b>（第7条関係）</p> <p>狛江市立西河原公民館附属設備使用料（目的外）</p>	（単位：円）																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属設備の名称</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反響板</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">4,000</td> </tr> <tr> <td>スクリーン</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>フットライト（60W）</td> <td>1列</td> <td style="text-align: right;">700</td> </tr> <tr> <td>アッパーホリゾントライト（200</td> <td>1列</td> <td style="text-align: right;">800</td> </tr> </tbody> </table>		附属設備の名称	単位	使用料	反響板	1式	4,000	スクリーン	1式	1,000	フットライト（60W）	1列	700	アッパーホリゾントライト（200	1列	800
附属設備の名称	単位	使用料																
反響板	1式	4,000																
スクリーン	1式	1,000																
フットライト（60W）	1列	700																
アッパーホリゾントライト（200	1列	800																

改正後	改正前		
	W)		
	ローホリゾ ントライト (150W)	1列	800
	ボーダーラ イト (150 W)	1列	700
	サスペンシ ョンライト (500W)	1灯	300
	フロントサ イドスポッ トライト (1KW)	1灯	300
	シーリング スポットラ イト (1K W)	1灯	300
	ピンスポッ トライト (1KW)	1灯	500
	スポットラ イト (500 W)	1灯	200
	エフェクト マシーン (1KW)	1式	1,300
	舞台用スピ°	1式	2,000



改正後	改正前		
	カー		
	音響拡声器装置	1式	3,000
	ビデオデッキ, モニターカメラ	1式	2,000
	映写機(多目的ホール)	1台	3,000
	七宝焼窯	1台	1,000
	映写機(ポータブル)	1式	1,000
	陶芸窯	素焼	5,000
	陶芸窯	本焼	15,000
	ビデオ編集機	1式	3,000
<p>附属設備の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、使用工程ごとに1回とする。</p> <p>狛江市立中央公民館附属設備使用料(目的外)</p>			
			(単位:円)
附属設備の名称	単位	使用料	
スクリーン	1式	1,000	
七宝焼窯	1台	1,000	

改正後	改正前		
	映写機（ポータブル）	1式	1,000
	陶芸窯	素焼	2,500
	陶芸窯	本焼	3,400
<p>付属設備の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。ただし、陶芸窯の使用料は、使用工程ごとに1回1台とする。</p>			
<p><b>別表第6（第7条関係）</b>  <u>泊江市立西河原公民館備品使用料（目的外）</u></p>			
			（単位：円）
備品の名称	単位	使用料	適要
所作台	1式	4,000	
屏風	1双	1,000	
演壇	1台	500	花置台付
指揮台	1台	200	
譜面台	1台	100	
平台	1台	200	
箱馬	1台	50	
花瓶	1器	200	

改正後	改正前			
	和太鼓	1式	600	
	ダイナミックマイク	1本	500	
	ワイヤレスマイク	1本	1,000	
	コンデンサーマイク	1本	800	
	ステレオカセットラジオ	1台	100	
	ホール用簡易型移動式アンプセット	1式	2,000	ワイヤレスマイク2本含む
	移動アンプ	1式	500	
	レコードプレーヤー	1台	800	
	CDプレーヤー	1台	500	
	DVDプレーヤー	1台	500	
	カセットテープレコーダー	1台	500	
	グラッドピアノ	1台	3,000	

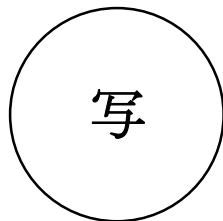
改正後	改正前			
	アップライ トピアノ	1台	1,00 0	
	ビデオセッ ト	1式	600	33インチ
	ビデオセッ ト	1式	500	29インチ
	スタジオ型 ビデオカメ ラ	1台	2,00 0	2台
	CDラジオ カセット	1台	200	
	ミラーボー ル	1台	800	
	OHP	1式	500	
	スライドプ ロジェクタ ー	1式	500	
	移動用黒板	1台	100	
	延長コード	1本	100	
	持込器具	1台	200	
備品の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。				
狛江市立中央公民館備品使用料（目的外）				
				（単位： 円）
	備品の名称	単位	使用	摘要

改正後	改正前			
			料	
	譜面台	1台	100	
	ビデオセット	1式	600	50インチ 33インチ
	ダイナミックマイク	1本	500	
	ワイヤレスマイク	1本	1,000	
	移動アンプ	1式	500	
	CDプレーヤー	1台	500	
	DVDプレーヤー	1台	500	
	カセットテープレコーダー	1台	500	
	アップライトピアノ	1台	1,000	
	ビデオセット	1式	600	50インチ
	ビデオセット	1式	500	29インチ
	OHP	1式	500	
	スライドプロジェクター	1式	500	

改 正 後	改 正 前			
	延長コード	1本	100	
	カラオケ機	1台	2,000	
	ホール用音響機器一式	1式	2,000	マイク含む
				備品の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の狛江市立公民館条例の規定は、令和4年10月1日以降の使用に係る使用料について適用する。ただし、第7条の改正規定は、令和4年12月1日から施行し、令和4年12月1日以降の使用に係る使用料について適用する。



狛教教学発第 000396 号  
令和 4 年 7 月 29 日

狛江市長  
松原 俊雄 様

狛江市教育委員会教育長  
柏原 聖子  
(公印省略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定  
に基づく意見について (回答)

令和 4 年 7 月 29 日付け狛企政発第 000303 号「令和 4 年第 3 回定例会における議決  
事件について (依頼)」で意見聴取の依頼がありました下記の議案については、異議  
ありません。

#### 記

- 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

議案第 30 号

令和 5 年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 19 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に基づき、令和 5 年度に使用する狛江市立学校の特別支援学級用図書を採択する。



様式第4号(第9条関係)

狛江市立学校特別支援学級調査資料

狛江市立狛江第一小学校  
 統括校長 川崎 貴志  
 (公印省略)

種目	発行社名	検定教科書・文部科学省著作教科書・ 一般図書名	使用学年	選定理由
国語	光村	国語五 銀河	6年	児童の実態に合わせるため。
	光村	国語四上 かがやき 国語四下 はばたき	6年	児童の実態に合わせるため。
算数	学図	みんなと学ぶ 小学校 算数 5年上 みんなと学ぶ 小学校 算数 5年下	6年	児童の実態に合わせるため。
	学図	みんなと学ぶ 小学校 算数 4年上 みんなと学ぶ 小学校 算数 4年下	6年	児童の実態に合わせるため。

※必要に応じて適宜行を追加すること

狛江市立学校特別支援学級調査資料

狛江市立緑野小学校  
校長 亀田 親子  
(公印省略)

種目	発行社名	検定教科書・文部科学省著作教科書・ 一般図書名	使用学年	選定理由
理科	小学館	小学館の図鑑 NEO+ もつとくらべる図鑑	3・4・5・6年	児童が興味をもって学習に取り組める内容であるため。
社会	福音館書店	みるずかん・かんじるずかん 世界のあいさつ	3・4年	あいさつや国旗などで、世界の事に興味を持つことができるため。
	平凡社	新版 はじめまして にほんちず	5・6年	地図を活用する力を身に付けるため。
生活	岩崎書店	かいかたそだてかたずかん④ やさいのうえかたそだてかた	2年	本学級が毎年行っている野菜の栽培についての基礎的な学習に適しているため。
図工	国土社	たのしい図画工作⑨ うごくおもちゃ	2・3・4・5・6年	身近な素材や学んだ技法を活用して、作品にする経験を積ませるため。
家庭	ジアース教育新社	ひとりできちやった！クッキング	5・6年	調理学習の導入として適した調理方法を学ぶことができるため。
音楽	汐文社	和楽器にチャレンジ1 和太鼓を打ってみよう	2年	和太鼓学習の導入として適しているため。
	教育芸術社	歌はともだち	3年	児童に親しみのある楽曲が数多く収録されているため。
	偕成社	うたのパレット	4・5・6年	児童に親しみのある楽曲が数多く収録されているため。
道徳	講談社	4・5・6さいのきもちをつたえる ことばのえほん	2年	自分の気持ちを伝えることの学習に適しているため。
	福音館書店	いきてるって どんなこと？	3・4年	命の大切さについての学習に適しているため。
	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと⑥ 友達関係～気持ちの伝え方～	5・6年	友達との関わり方について学ぶことができるため。

※必要に応じて適宜行を追加すること

狛江市立学校特別支援学級調査資料

狛江市立狛江第一中学校

校長 吉田 知弘

(公印省略)

種目	発行社名	検定教科書・文部科学省著作教科書・ 一般図書名	使用学年	選定理由
国語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。また、社会で必要な常識問題が有用であるため。
数学	日本教育研究出版	ひとりだちするための算数・数学	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。また、社会で必要な常識問題が有用であるため。
理科	講談社	米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ 実験！！	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。
社会	帝国書院	みんなの地図帳 ～見やすい・使いやすい～	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。
英語	くもん出版	英語カード あいさつと話しことば編	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。また、社会で必要な常識問題が有用であるため。
道徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと⑪ 友だち関係～考え方のちが～	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。
音楽	ひかりのくに	手あそび指あそび歌あそびブック1	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。
技術	総合科学出版	わくわく木考作 ”楽しんで作れる木作品集”	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。
美術	視覚デザイン研究所	色のえほん	1, 2, 3年	障がいがある生徒のために編集された図書であり、生徒の理解を促すものであるため。

※必要に応じて適宜行を追加すること